

新濃尾（二期）農地防災事業

新木津用水路春日井高山工区(その2)改修工事

現 場 説 明 事 項
(第1回変更)

1. 一般事項

1) 見積に関する事項について

- (1) 本工事の見積の提出は、工事請負変更契約書案、契約変更等協議書及び現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積には、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・ 見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
 - ・ 郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課事業経理調整係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
 - ・ 電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。
 - ・ 電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに tokai_nyusatu@maff.go.jp宛送信すること。
- (2) 本工事の見積に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2) 部分払いについて

（変更なしにつき省略）

3) 工事請負変更契約書案について

別紙のとおり。

4) その他

（変更なしにつき省略）

2. 特別指示事項

1) 一般事項

（変更なしにつき省略）

2) 工事概要

特別仕様書（第1回変更）に示すとおり。

3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書）

共通仕様書、特別仕様書（第1回変更）に示すとおり。

- 4) 契約に係る事項
別紙のとおり。

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは、令和6年2月29日17時までに書面（FAX可）をもって東海農政局新濃尾農地防災事業所工事第三課長宛に提出すること。

なお、質問があった場合は、令和6年3月1日17時までに書面により回答する入札説明書10のとおり。

(別 紙)

契 約 に 係 る 事 項

1 ～ 7 （変更なしにつき省略）

8．建設資材廃棄物処分の数量

構造物の撤去等に伴い発生する建設資材廃棄物処分（コンクリート殻、アスファルト殻、汚泥、木くず等）の数量については、実績数量を踏まえ変更協議するものとする。

9 ～13 （変更なしにつき省略）